

第 4 6 回

吉 川 市 都 市 計 画 審 議 会

(参 考 資 料)

令和 8 年 8 月 1 9 日 (水)

吉川市役所 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室

目 次

議第 8 7 号 特定生産緑地の指定について（意見聴取）	1
参 考 法 令	2
現 況 写 真	3

議第 87 号(参考資料)

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

参考法令（抜粋）

○生産緑地法

（特定生産緑地の指定）

- 第10条の2 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。
- 3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

第10号生産緑地地区 現況写真 R8.7.2

南東側より



耕作物：果樹